


所管部課	学校教育部 教育指導課	部長	田村 美砂			
件名	平成30年度オリンピック・パラリンピック教育推進事業補助金		区分	1 審議事項	○	
	交付要綱外1件について					
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則				
	部課機関	東京都教育委員会				
1. 要旨						
<p>①平成30年度東大和市オリンピック・パラリンピック教育推進事業補助金交付要綱</p> <p>②平成30年度東大和市プログラミング教育推進校事業補助金交付要綱</p> <p>(1) 目的</p> <p>①東京オリンピック・パラリンピック教育実施方針に基づき、東大和市立小・中学校が当該事業の指定を受けており、それに伴う経費の交付について定めるものである。</p> <p>②東京都の平成30・31年度プログラミング教育推進校事業実施要綱に基づき、東大和市立第二小学校が当該事業の指定を受けており、それに伴う経費の交付について定めるものである。</p> <p>(2) 補助内容</p> <p>①補助額は、指定校1校あたり20万円を限度とする。なお、オリンピック・パラリンピック教育アワード校についても指定を受けた場合は補助額20万円が加算され、40万円が限度となる。</p> <p>②補助額は、指定校1校あたり50万円を限度とする。</p> <p>(3) 施行日 平成30年6月5日</p> <p>(4) 影響及び効果 補助金等の交付について、公正な運用に資することができる。</p> <p>(5) 予算措置及び財源</p> <p>①、②とも平成30年度一般会計補正予算第1号に計上済み。</p> <p>財源 ①都支出金（オリンピック・パラリンピック教育推進事業補助金）補助割合 10/10 ②都支出金（プログラミング教育推進校事業補助金）補助割合 10/10</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議付議後、制定手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。